脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故等を契機に発症し、頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患です。平成２８年からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいますが、社会的認知はなお十分とは言えません。

脳脊髄液減少症患者・家族支援協会からは、労災保険では障害等級１２級の認定が多く行われていますが、自賠責保険では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘があります。

こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が適切に自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められます。

よって政府におかれては、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に発揮されるよう、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

記

１　自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続きとして、高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）を参考に、疾患特性に応じた専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを構築すること。

２　被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に、開示される制度とすること。

以上、地方自治法第９９条に基づき意見書を提出します。

令和７年１２月５日

新宿区議会議長名

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　　務　　大　　臣
厚　生　労　働　大　臣
国　土　交　通　大　臣

宛て